

税の申告は正しく、期間内に

税の申告受付が始まります

12月号に引き続き、今月号でも税の申告について取り上げます。先月号では、申告が必要か不要かをフローチャートで説明しました。今月号では、申告が必要な方を対象に、申告に準備するものと自書申告の内容を説明します。お早めに準備をし、期間内に正しく申告しましょう。申告は2月13日(休)から3月16日(月)までです。

お問い合わせ

◇所得税に関すること
函館税務署 ☎31-3171へ

◇市道民税・国保税に関すること
市役所税務課所得課税係 ☎73-3111 [内線134] まで

申告日程		
◇受付時間/午前9時～午後4時		
◇お住まいの受付地区(会場)で申告できない方は、他の会場へお越しください。		
月 日	受付地区	会場
2月13日(休)	茂辺地・茂辺地市ノ渡地区	茂辺地住民センター(茂辺地2丁目5-56)
2月14日(金) 17日(月)	谷好・富川・桜岱・水無・三好・矢不來・館野地区	谷好住民センター(谷好3丁目12-41)
2月17日(月)	当別・三ツ石地区	石別住民センター(当別3丁目1-44)
2月18日(火) ～21日(金)	七重浜・追分1丁目地区	七重浜住民センターれいんぼー(七重浜2丁目32-25)
2月25日(火)	追分・追分2丁目～7丁目地区	追分福祉センター(追分5丁目14-1)
2月26日(水) ～28日(金)	久根別・東浜1丁目地区	久根別住民センターくーみん(久根別1丁目29-1)
3月2日(月) ～3日(火)	飯生・押上・大工川・常盤・公園通・添山・昭和地区	エイド'03(飯生3丁目4-1)
3月4日(水) ～6日(金) ・9日(月)	本町・本郷・市渡・村山・中山・稲里・白川・細入・南大野・向野・文月・村内地区	北斗市公民館(本郷2丁目32-5)
3月10日(火)	開発・東前・萩野・一本木・千代田・清水川地区	農業振興センター(東前74-2)
3月11日(水) ～13日(金) ・16日(月)	中央・中野通・中野・清川・野崎・東浜2丁目地区	北斗市役所(中央1丁目3-10)

申告で使用する本人確認書類

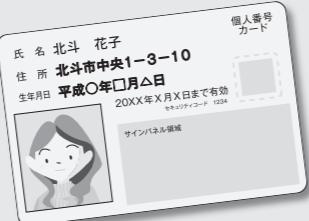
申告書提出する際は、申告者本人の確認が必要となります。本人確認はマイナンバー(個人番号)の確認と、身元確認により行います。

それぞれの確認に必要な書類を左の表にまとめましたので、確認のうえ準備をお願いします。

本人確認書類

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(個人番号確認と身元確認)ができます。



◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

個人番号 確認書類	《本人のマイナンバーを確認できる書類》
	●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項(マイナンバーの記載のあるものに限ります)などのうちいずれか1つ
身元確認 書類	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
	●運転免許証 ●公的医療機関の被保険者証 ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●パスポート ●在留カード などのうちいずれか1つ

※申告会場で申告を行う場合は、これら本人確認書類を提示していただきます。
※自書申告を申告会場等に提出する場合や郵送される場合は、本人確認書類の写しを添付してください。
※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

申告に必要なもの(例)

- 本人確認書類(5ページの「申告で使用する本人確認書類」をご覧ください。)
- 扶養親族や事業専従者がいる場合は、その方のマイナンバーを把握してください。
- 申告の案内はがき(国民健康保険に加入し、税務課で申告が必要と判断した方へ送付しています。)
- 印鑑
- 各種領収書、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除の適用を受ける場合は、医療費控除の明細書、医療費通知
- セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行ったことを明らかにする書類
- 前年度申告書の控
- 給与や年金の源泉徴収票又は所得の明細書(扶養親族分もご持参ください。)
- 健康保険証、障害者手帳、扶養親族などを確認できるもの
- 本人名義の通帳(還付申告される方)
- なお、次に該当する方の申告については、**函館税務署**で申告してください。
- 青色申告の方
- 初めて住宅借入金等特別控除を申告する方
- 譲渡所得(土地・建物・株式の売却)のある方
- 山林所得、配当所得のある方
- 消費税の申告がある方

【注意】

- 事業収入・不動産収入のある方
上記「申告に必要なもの」のほか、令和元年分の収支内訳書を作成し、固定資産(土地・家屋)課税明細書、前年の収支内訳書をお持ちください。
- 青色申告の方
申告書の内容確認は行わず受理のみとなります。

自書申告にチャレンジ

●自書申告では待たせません
自書申告は、自分で申告書を作成し、添付書類を貼り付けて、そのまま市役所税務課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所、申告会場に提出することをいいます。申告書の内容の確認(申告相談)などを行わないため、会場で長時間待つことはありません。

●自書申告は郵送できます
自書申告は、郵送で提出できます。確定申告書は函館税務署へ、市道民税(国民健康保険税)申告書は市役所税務課へ郵送してください。なお、郵送する場合は「本人確認書類」の写しを添付してください。

スマホ×確定申告

スマートフォンでも所得税の確定申告が作成できます。詳しくは、5ページをご覧ください。

函館税務署

確定申告会場開設期間等のお知らせ

開設期間 令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで

受付時間 平日午前9時から午後4時まで

確定申告会場 函館税務署(函館市中島町37番1号)

申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

- 確定申告書には申告する方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。
- 確定申告のご相談は、申告会場を開設する2月17日(月)以降にお越しください。
- 申告に関するご質問や必要な書類のご確認などは、お電話でも問い合わせることができます。
- 還付申告については、2月17日(月)以前でも行えますので、事前に函館税務署へお問い合わせください。

問 函館税務署 ☎31-3171

スマートフォンで

確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレット端末でも所得税の確定申告書が作成できます。

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、給与が複数ある方や公的年金などの雑所得がある方など、スマートフォン専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」があれば、作成した確定申告書をe-Taxで送信し申告できます。※マイナンバーカード等がない方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。